

様式1-1、2-1、3-1の共通説明

(注1) 安全推進者の選任 様式3-1(非工業的業種のみ)

「安全推進者の配置等に係るガイドライン」により、労働安全衛生法により「安全管理者」又は「安全衛生推進者」の選任が義務付けられていない業種(「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」といいます。)で、常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全の担当者(これを「安全推進者」といいます。)を配置することとされました。

(注2) 安全宣言活動の概要

労働災害を防止するためには、企業トップが労働災害防止のための方針、目標を設定し、その実現のための努力をすることが重要です。また、働く者一人ひとりが安全に対する意識を高く持ち、危険に対する感受性を高めることも必要です。このため、「私は します」と職場全体の基本ルールや自分の行動を具体的に記入した「安全作業宣言」を作成して、作業場、休憩所、更衣室ロッカー等に掲示するとともに、朝礼時等を活用して全員で声を出して唱和する活動です。

(注3) リスクアセスメントの概要

様々な危険の芽(リスク)を洗い出し、そのリスクの危険度を評価して、災害に至る前にリスクの除去・低減措置を行うものです。リスクの危険度の評価は、労働災害(健康障害を含む。)の重篤度(災害の程度)と、その災害が発生する可能性の度合を組み合わせることで評価することが重要で、その上で優先度を決めてリスクの除去又は低減措置を検討し、その結果を記録するようにしましょう。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。その手順は概ね次のとおりです。

記入に当たっての注意事項

「実施中」：「実施している最中」あるいは「既に実施済みの場合」をいう。

「実施準備中」：実施に向けて準備している段階であり、概ね2か月以内に実施に入れる状態をいう。

「実施予定」：実施することは決まっているが、まだ実施に向けて準備に入っていない状態、あるいは、準備に入っているものの、まだ初期の段階で実施には概ね2か月を超えることが予想される状態。

「予定なし」：実施することが全く予定されていない状態。

「取扱いなし」：化学物質の製造、取扱いがない。

(注4) 事業場内メンタルヘルス推進担当者

産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を行う担当者のことです。衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが推奨されています。ただし、労働者のメンタルヘルスに関する個人情報を取り扱うことから、人事権を有する者を選任することは適当ではありません。(「労働者の心の健康の保持増進のための指針」)

(注5) 管理監督者への教育研修

長野産業保健総合支援センターでは、管理監督者に対するメンタルヘルスの研修を行っています。1事業場あたり1回の支援となります。費用は無料です。(連絡先は、下記 9を参照ください)

(注6) 労働者からの相談体制の整備

厚生労働省ポータルサイト「こころの耳」では、各種相談窓口を用意しています。事業場独自の相談窓口の設置が困難な際には、こうした無料の相談窓口を事業場内の労働者に周知することにより相談体制を整備しましょう。

「相談窓口案内 | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/>



(注7) 職場復帰支援プログラムの概要

職場復帰支援についてあらかじめ定めた事業場全体のルールで、心の問題で休業している労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするため、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確にしておく

ことです。事業者は、衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受け、以下の要領で策定し、組織的かつ計画的に行われるよう取り組んでください。

- 1 職場復帰支援プログラムは、職場復帰支援の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対する手順、内容及び関係者の役割等について定めます。
- 2 職場復帰支援プログラムを円滑に実施するために必要な関連規程等や体制の整備を行います。
- 3 職場復帰支援プログラム、関連規程等及び体制については、労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に対し、教育研修の実施等により十分周知します。

(注8) 「ストレスチェック」の実施について

平成26年6月26日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、常時使用する労働者に対して、医師保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(これを「ストレスチェック」といいます。)が平成27年12月1日から施行されています。ただし、労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務となっています。

(注9) メンタルヘルス対策支援について

長野産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルスに詳しい専門家によるメンタルヘルス支援サービスを提供しています。専門家が職場に出向いて、例えば、次のような内容について無料で支援を実施しています。

- ◆ 心の健康づくり計画の策定支援
- ◆ メンタルヘルス研修(1事業場1回2時間程度)の実施 (管理監督者向け、若年労働者向け)
- ◆ ストレスチェック導入支援

支援を希望する(監督署からセンターへ連絡)に○印等をされた場合、労働基準監督署・長野労働局から同センターへ連絡し、取次ぎます。その際、貴社のメンタルヘルス対策の取組状況(安全衛生年間計画書に記載された内容に限る)を同センターへ情報提供させていただきます。後日、同センターから連絡をさせていただき、詳細を決めさせていただきます。また、同センターへ支援を直接お申込みいただいても構いません。

長野産業保健総合支援センター(長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル2階)

TEL:026-225-8533、FAX:026-225-8535

URL:<https://www.naganos.johas.go.jp/>



(注10) 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく荷主、配送先、元請事業者等の実施事項

運送業者の荷役作業時に発生する労働災害は、毎年、休業4日以上にも及ぶ重篤なものが、全国で1万件(うち死亡:数十件)、長野県で150件以上と多発していて、近年、減少が全く見られず、そのうち荷主先等での災害は約3分の2も占めています。運送業では、依然として、交通事故による死亡者も発生しており、また、運送業の労働災害発生率は、建設業や製造業を上回っています。そのため、長野労働局では、運送を直接発注する荷主に限らず、荷主・配送先・元請事業者など各関係者に対し、安全配慮を強く求めています。

このため、安全衛生年間計画書において、「荷主、配送先、元請事業者等の実施事項」の欄を設け、適宜チェックできるよう改訂しました。

敷地内で運送業者による荷役作業が行われる事業場においては、これら実施事項の状況をご記入ください。荷役作業が無い事業場においては、同実施事項欄は空欄のままご提出いただいても問題ありません。

【参考:パンフレットQRコード】

配送元や配送先企業等による運送業者への安全配慮が課題になっています(長野局作成)



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

